



(注) 1 「進学も就職もしていない者」とは、家事の手伝いなど就職でも「大学院等への進学者」や「専修学校・外国の学校等入学者」等でもないことが明らかな者である。
 なお、平成15年以前の数値には、「専修学校・外国の学校等入学者」を含む。
 また、「一時的な仕事に就いた者」とは臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり、昭和62年以前は「進学も就職もしていない者」に含まれる。

2 就職者のうち「正規の職員等でない者」とは、雇用が1年以上の期間の定めがある者で、かつ1週間の所定労働時間が40～30時間の者をいう。